

○公職選挙法

平成一九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八・四・一三法二五）本則（平成二九・四・一二までに施行）

不在者投票

第四九条①―⑤（略）

⑦ 選挙人で船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗つて本邦以外の区域を航海する船舶（船員法（昭和十二年法律第百号）第一条に規定する船員をいう）であるものうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

新⑧（改正により追加）
⑧⑨（略、改正後の⑨⑩）

（在外投票等）

第四九条の二①―④（略）

⑤ 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。